

## 5

# ケアラーを支援するための具体的取組

## 1 普及啓発の促進

### → 現状と課題

道民や児童生徒の認知度は高まっているものの、性別や年齢等によってその状況は一様ではありません。

また、自身が家族を介護する「可能性は全くない」と考える人が増え、認知度において「内容まで理解していない」とする層にその割合が高い傾向にあります。

ケアラー支援は、道、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体が相互に連携し、地域社会全体で行われることが重要であり、それぞれの果たすべき役割や支援の重要性について啓発していくことが欠かせません。

### → 基本的な考え方

家族介護の考え方や受け止め方が様々ある中、過度な負担を負ったり、自分らしい暮らしを送ることができなくなる場合がある点を課題として、ケアラーを支援していきます。

個々のケアラーの負担感や課題感は様々であることを念頭に、その置かれた状況や立場などを道民が広く認知し、理解を深めていくことで、社会からの孤立を防ぎ、本人とその家族が安心して暮らすことができる環境づくりにつなげるため、引き続き次のメッセージを主題と位置付けます。

## 支える人を、ひとりにしない。

ケアラーに関する適切な理解を促進していくほか、これまでの普及啓発の取組が十分に届いていない道民に対し、ケアラーとなる可能性を我が事として感じられるように効果的なアプローチを図っていきます。

併せて、事業者、関係機関及び支援団体に対する各々の役割についても啓発を推進していきます。

### → 具体的取組

こうした現状と課題を踏まえ、道では、次の①及び②に取り組むことで、普及啓発を促進していきます。

**取組①：「ケアラー支援推進月間」における集中啓発**

**取組②：訴求対象別の広報啓発活動の展開**

## 取組①：「ケアラー支援推進月間」における集中啓発

ケアラーに関する理解を広めていくため、一定の期間を定めた上で集中的な広報や啓発活動を行うこととし、11月11日の「介護の日」と連動して、毎年11月を「ケアラー支援推進月間」に位置付け、重点的な啓発活動を展開していきます。



道のポータルサイトでは、条例や計画に基づく関連事業のほか、市町村における好事例など、ケアラー支援に関する取組状況を一体的に掲載しており、こうした情報発信によって普及啓発を一層促進します。

→ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/238460.html>

道によるシンポジウムの開催はもとより、市町村や関係機関と連携した各種イベントを実施するほか、デジタルサイネージを活用した広告、ホームページへのバナーの掲載なども行っています。

## 取組②：訴求対象別の広報啓発活動の展開

普及啓発は、道民にとって身近に感じられる場所や機会を通じて行うことが最も効果的と考えられることから、ポータルサイトの充実はもとより、認知度が低調であった若年層に対しては、親和性の高い動画による広告やインスタグラム等のSNSでも広報を行うなど、幅広い世代にケアラーの存在や支援の重要性について情報を発信していきます。

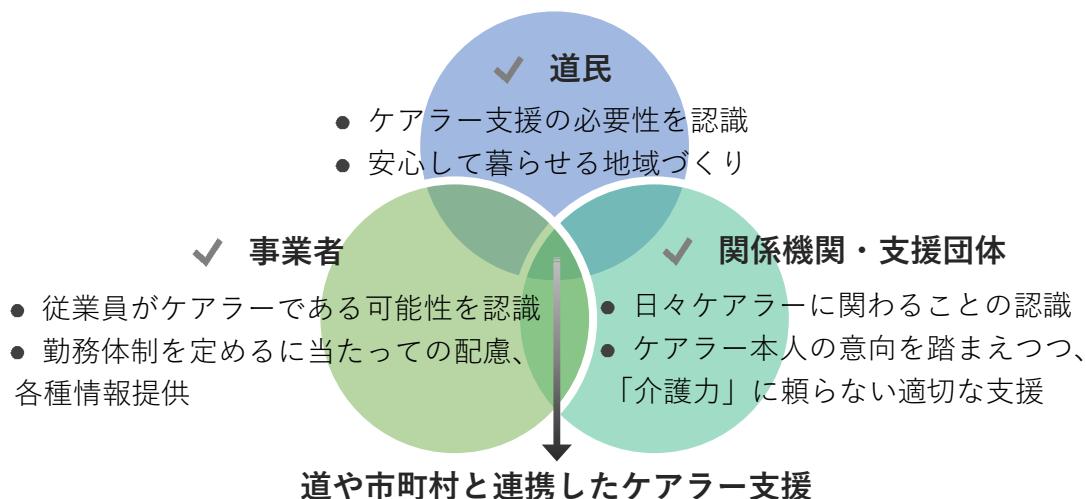
さらに、市町村や関係機関のほか、道との包括連携協定などの民間協働の枠組みにより事業者の理解と協力を得ながら、ポスター・リーフレットの掲示や、ヤングケアラーについてはラジオ番組も活用するなど、普及啓発の取組を展開します。

また、ケアラー自身が悩みや負担を相談し、支援を求めることができる仕組みへの理解を進めていくことも必要となります。

事業者向けには、経済・労働分野の関係機関とも連携を図りながら、仕事とケアを両立することを肯定的に評価し、応援していく意識を啓発していきます。

関係機関及び支援団体とは、ケアラーを支援することはすなわち、その世帯全体を支えることであるとの認識を共有するとともに、ケアラーの存在を「介護力」と捉え、それを前提としたサービスの利用調整を行うことなどのないよう周知し、適切なサービス等の利用支援を行っていきます。

### 訴求対象別の広報啓発活動のイメージ



## 2 ケアラーの早期発見及び相談の場の確保

### (1) 家族介護に関する相談窓口の機能強化

#### → 現状と課題

ケアラーは長い時間をケアに費やすことで自分の時間を十分にとることができず、肉体的・精神的に疲弊し、心身の健康を損なったり、場合によっては介護に専念するために離職することで経済的な問題に直面するなど、多岐にわたる悩みを抱えています。

ケアラーの支援ニーズが複雑化・複合化する中、高齢者・障がいのある人・児童といった属性別の相談体制では制度の狭間にある課題への対応が難しくなってきており、一方、ケアラーの悩みや課題を把握するためのアセスメントを行っている相談支援機関は約4割という状況です。

市町村における相談支援体制の構築や窓口の明確化、分野横断的な連携・協議体制の整備は進んできた一方、道による実態調査では、多くのケアラーが「何でも相談できる」行政窓口など、相談や各種手続きの利便性向上を希望していることが明らかとなりました。

#### → 基本的な考え方

ケアラーの年齢や置かれた状況は様々であり、複雑化・複合化した支援ニーズに対し、専門職が丁寧にアセスメントを行い、各分野の関係機関・支援団体が連携して対応するなど、本人や世帯に寄り添った継続的な支援を行うため、相談窓口の機能強化を推進していくことが必要です。

また、ケアラー支援に携わる職員は多職種・多機関にわたるため、個別支援の必要が生じてから協議の場を設けるのではなく、その枠組みをあらかじめ設定して実効性を担保することが大切になります。

具体的な設定方法については、地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会（要対協）などの既存の合議体を活用するか、新設することも考えられます、いずれの場合であっても、地域の実情に応じた各分野の横断的な連携が適切に図られる体制整備に努めることが、地域全体でケアラーとその家族を支えていく仕組みづくりにつながります。

#### → 具体的取組

こうした現状と課題を踏まえ、道では、次の①から③に取り組むことで、家族介護に関する相談窓口の機能を強化していきます。

**取組①：市町村における相談窓口の明確化と機能強化の推進**

**取組②：ケアラー支援の担い手となる職員向け研修の実施**

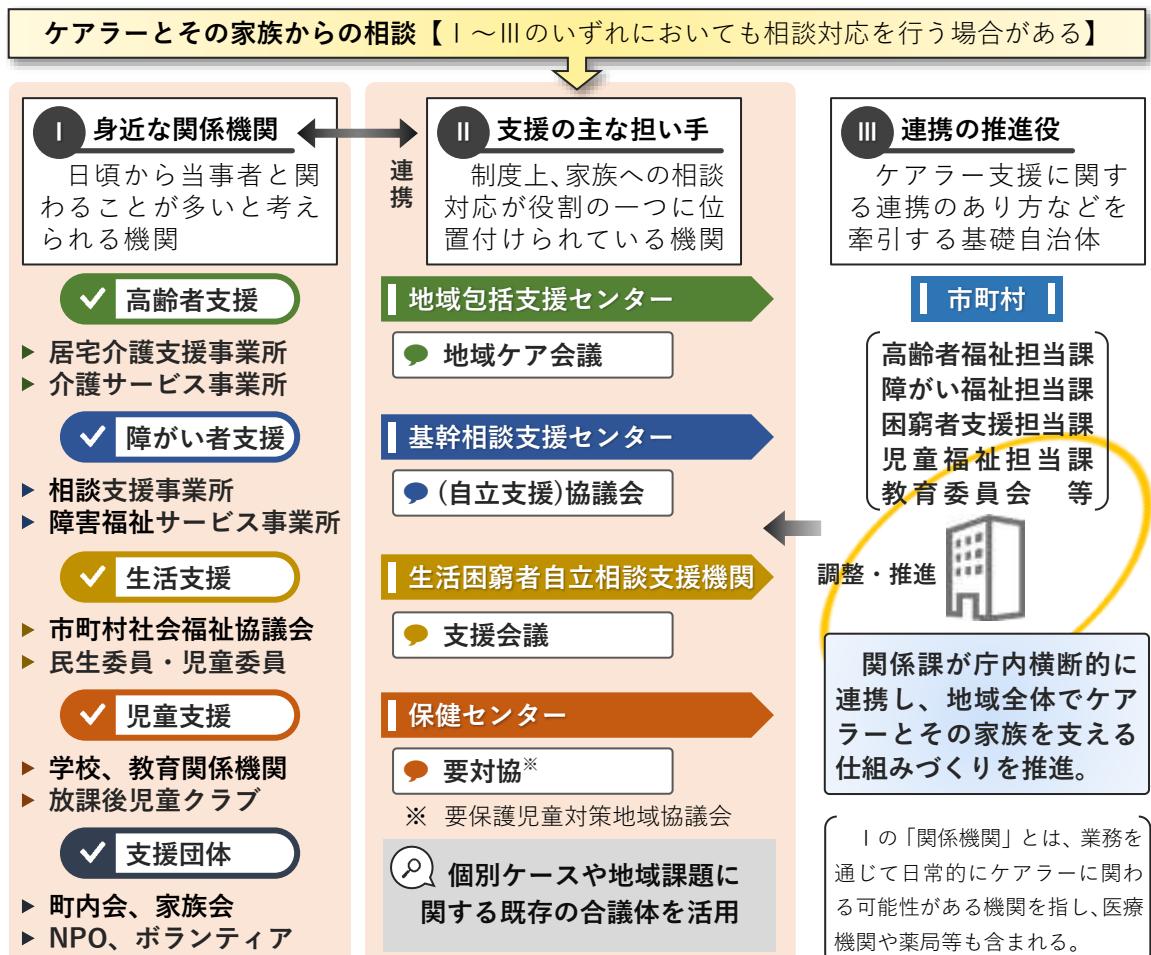
**取組③：アセスメントによる状況把握の促進**

## 取組①：市町村における相談窓口の明確化と機能強化の推進

ケアラーの支援ニーズを早期に把握し、必要な支援に結び付けていくためには、自発的に何でも相談しやすい環境づくりが重要であり、市町村や関係機関における相談窓口の明確化と機能強化を図る取組を推進するとともに、道のポータルサイトでも市町村の相談窓口を一覧化します。

平成30年(2018年)の社会福祉法改正に伴い市町村における包括的な支援体制の整備が規定され、令和3年(2021年)の同法改正では「重層的支援体制整備事業」の創設があり、相談支援・参加支援・地域づくりの3つの支援によって、属性を問わない様々なニーズへの対応が求められています。

実際の支援に当たっては、複数の機関・部署が横断的に関わっていくことが求められますが、市町村や関係機関による連携体制は、自治体の人口規模や社会資源の多寡などによって様々であり、共通の支援の型を定めることは現実的でなく、既存の体制や協議の場を有効に活用しつつ、各分野の支援を組み合わせるなどして、事例ごとに対応していく必要があります。



## 【取組例】道内市町村における窓口機能の強化

### → ケアラー支援の全国トップリーダー：栗山町

空知総合振興局管内の栗山町は、平成22年(2010年)にケアラー実態調査を実施して以降、令和3年(2021年)に全国初の市町村によるケアラー支援条例を制定したほか、15年に及ぶ支援の取組を進めてきました。

町では、包括的な相談支援体制の構築に向け、情報の一元化を行い、町社会福祉協議会や町内介護事業所等の関係機関とのネットワークを強化に努め、各分野の専門職により構成される重層的支援会議を開催するなど、チームとして個別支援を行う仕組みを整備しました。

まちなかケアラーズカフェ「サンタの笑顔」には、町社会福祉協議会がケアラー支援の活動拠点として「ケアラー支援室」を設置し、ケアラーやその家族が気軽に相談できるよう、ケアラー支援専門員（スマイルサポート）を配置しています。

ケアラー支援専門員は、ケアラーからの相談を受けるのと併せて、傾聴活動を行うケアラーサポーターとともに、ケアラーを含む世帯の生活全体を支援するため、自宅訪問によるアウトリーチ活動を行っているほか、その中で得た情報をもとにケアラーの心身の状況を把握することを目的としたアセスメントも積極的に行ってています。

### → 「書かないワンストップ窓口」の推進：北見市

北見市では、市民にわかりやすく、誰にもやさしい窓口サービスの実現に向け、平成21年度(2009年度)の市総合計画に「市民サービスの向上」を位置づけ、窓口業務の改善に順次取り組んでいます。

平成28年(2016年)に「窓口支援システム」の本格運用を開始し、保健福祉分野でもライフイベント（出生・転入等）を起点としたワンストップ対応（手続きのまとめ受付）を拡大していきました。

令和3年(2020年)の新庁舎移転後には、新たなワンストップ対応を増やしたこともあり、市民目線ではより手続きや待ち時間の短縮、窓口の移動回数や何度も同じことを書く手間の削減になったほか、受付業務の集約による効率化により、専門業務に集中できるなど、働く職員側にもメリットがあります。



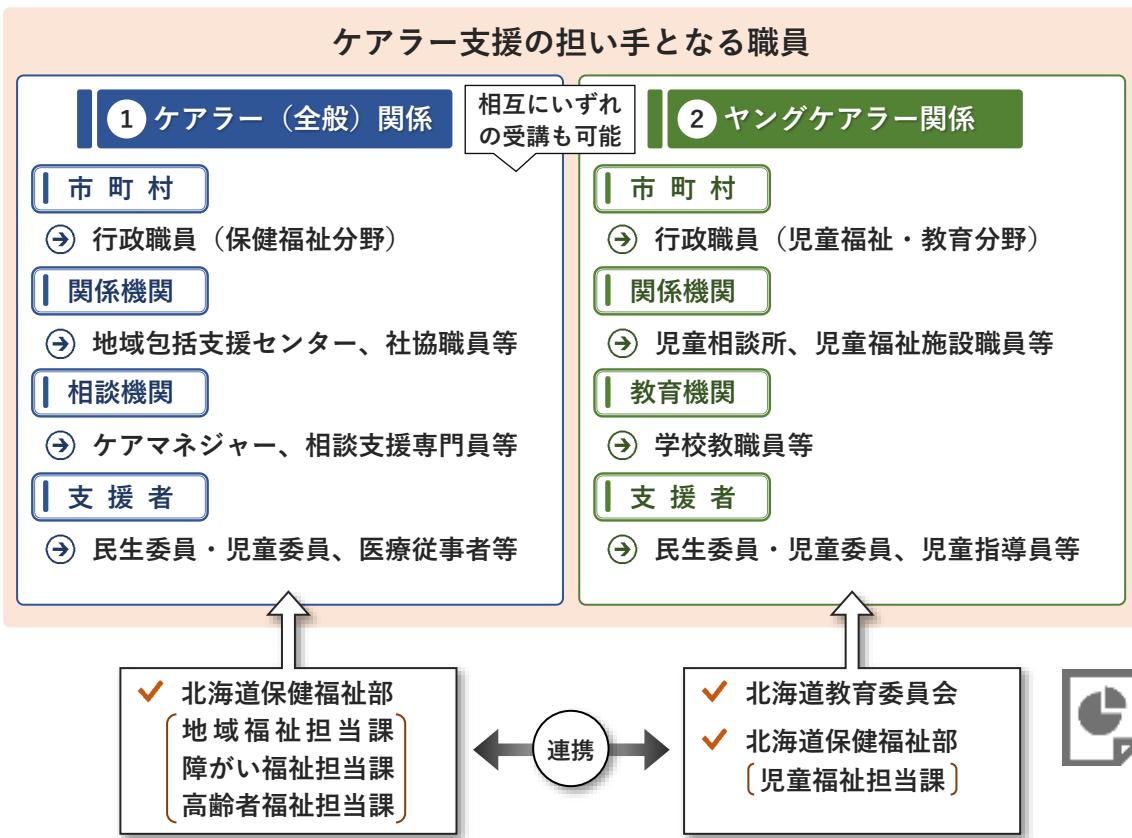
## 取組②：ケアラー支援の担い手となる職員向け研修の実施

ケアラー支援の視点や要支援ケースを把握するポイント、相談対応上の配慮事項、効果的な支援方法などを地域に広く浸透させるためには、支援に携わる職員を対象とした研修の実施を推進していくことが重要です。

多くのケアラーが「相談できる人や場所」を求めている状況を踏まえ、道では、適切な相談対応と効果的な支援が行われるよう、ケアラー支援の担い手となる市町村や関係機関等の職員を対象とした研修を実施していきます。

これまでの研修受講者についても、資質向上のためのスキルアップ研修を実施するなど、継続的なサポートを行っていきます。

研修は、ケアラーの年齢や受講者の所属・職種等に応じて、次のような体系としていきます。



受講者の所属・職種等に応じた研修により、適切な相談対応と効果的な支援の実現を推進するとともに、修了者を「ケアラーサポーター」として認定し、認定証等を交付。

### 取組③：アセスメントによる状況把握の促進

ケアラーは、自身がケアラーであることの自覚がないことも少なくないほか、声かけやヒアリングを行っても、自分ことは二の次として、自身のことを尋ねられるとは思っていない傾向が見られます。

同時に、「頑張っていることを誰かに気づいてほしい」「認めてもらいたい」という気持ちを持ち合わせていることも多く、アセスメントの場面では、「ケアしているあなたのことも心配している」「あなたが悩んでいることについても教えてほしい」というメッセージを伝えることが大切です。

支援に携わる関係機関の職員が、ケアラーの抱える悩みや負担感に目を向け、いち早く気づくことで、支援の要否を検討するきっかけをつくるとともに、ケアラーも自分自身の生活を振り返るきっかけを持つことを目的として、アセスメントを行うことが重要です。

北海道社会福祉協議会が設置した「ケアラー支援推進センター」では、ケアラーを支える人材育成などを中心とした事業を展開しており、その一環として開発した「ケアラー支援アセスメントツール」などの活用を促進していきます。

支援に当たって世帯全体の状況を把握する際や、関係機関への情報提供、支援方針の共有を行う場面で活用されることが期待されます。

#### 「ケアラー支援アセスメントツール」のイメージ

「主観的ケアラー度」と「客観的ケアラー度」の比較により、ケアラーの主観的な受け止めと、支援者による客観的な評価に大きな乖離がないか確認する。

<input type="checkbox"/> イキイキ	<input type="checkbox"/> ニコニコ	<input type="checkbox"/> ソロソロ	<input type="checkbox"/> オヤオヤ	<input type="checkbox"/> ヘトヘト
				

「客観的ケアラー度」が高いにも関わらず本人が負担に感じていない場合や、本人が負担を強く感じている場合には、特に注意を払います。

## (2) 多様なケアラーへの支援

### → 現状と課題

認知症の人や医療的ケア児、難病患者など、ケアラーが支える家族の心身の状況は様々であり、介護や援助を要する程度のほか、ケアラーが抱える悩みや負担も、その年齢や家庭環境などによって個々に異なります。

子育てと介護のダブルケアを行っている方は、特に身体的・精神的負担が大きく、育児や仕事への影響なども少なくありません。

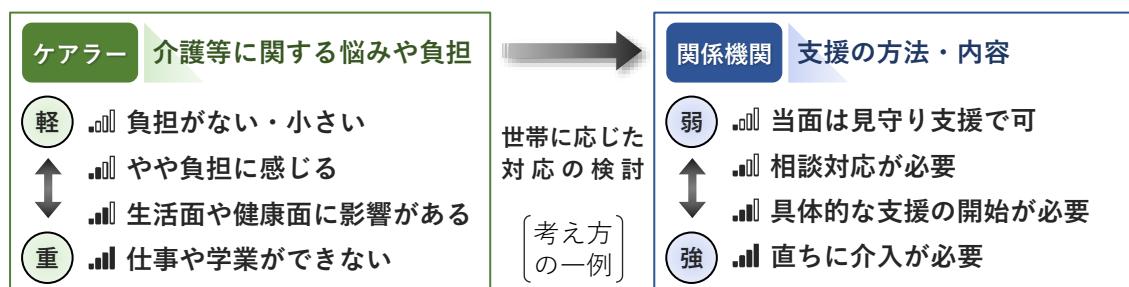
課題が複合化しやすいことにより、制度の狭間に陥るケースや、「他人に知られたくない」という家族介護の性質上、相談窓口につながりにくく、孤立化してしまう傾向にあります。

### → 基本的な考え方

認知症や難病など、ケアを必要とする方の状態によって、ケアラーが持つ負担感も様々であるほか、ケアラーそれぞれの意向も尊重する必要があり、早期の介入が必要な世帯のみならず、当面は見守り支援を中心することが妥当と判断される世帯もあります。

また、ダブルケアラーへの支援に当たっては、子ども・子育て支援法に基づく子育て一般施策との緊密な連携を図ることも必要です。

ケアラーへの支援は、こうした個別性を踏まえた上で、世帯状況に応じた適切な方法・内容によって行うことが求められます。



### → 具体的取組

こうした現状と課題を踏まえ、道では、次の①から④に取り組むことで、多様なケアラーを支援していきます。

**取組①：認知症の人を支えるケアラー**

**取組②：難病患者を支えるケアラー**

**取組③：医療的ケア児を支えるケアラー**

**取組④：子育てとのダブルケアラー**

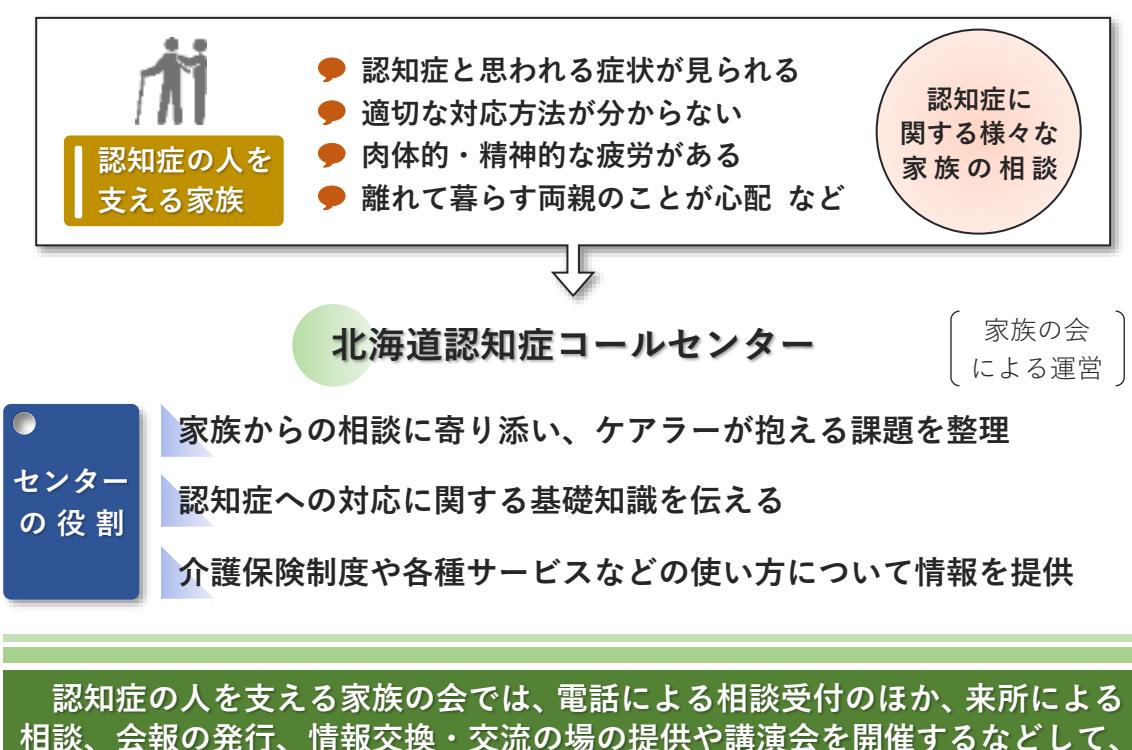
## 取組①：認知症の人を支えるケアラー

認知症とは、様々な病気により、脳の神経細胞の働きが徐々に変化し、記憶や判断力などの認知機能が低下して、社会生活に支障を来たした状態をいい、65歳未満で発症する認知症は「若年性認知症」と呼ばれ、発症時に仕事で責任ある役職に就いていたり、子育て期間中であったりするなど、家庭への影響もより大きい傾向にあります。

認知症の人を支えるケアラーは、認知症の人の感情コントロールも担っていることが多い、その行動の理解や対応に困難を感じ、将来起こるかもしれない介護上の課題に不安を持つことも少なくなく、「目が離せず気が休まらない」「非難されたり拒否されたりすることがつらい」という声が多く聞かれます。

認知症に関する理解を深めるための普及啓発はもとより、ケアラーの社会参加の機会を確保するとともに、家族の会や認知症カフェの運営によるピアサポートを実施します。

また、北海道認知症コールセンターでは、認知症介護の経験を有する相談員が電話相談を受けるなど、相談支援体制の整備を行っていきます。



## 取組②：難病患者を支えるケアラー

難病とは、発病の機構が明らかでなく、治療法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする疾病です。そのうち、医療費助成の対象となる疾病については、令和7年(2025年)4月に348疾病に拡大されています。

難病患者や家族への相談・援助、難病に関する正しい知識の普及啓発のほか、難病患者の団体の育成や支援、交流サロンの開催等を行っている北海道難病連の活動を支援します。

北海道難病連が運営する北海道難病センターでは、遠方から通院する方のための宿泊設備を有するほか、医療や日常生活に関する相談支援や研修を実施することで、難病に対する不安解消など、肉体的・精神的な負担の軽減を図ります。

また、長期にわたり療養を必要とする小児慢性特定疾病児童やその家族に対しては、その相談に対応する小児慢性特定疾病児童等自立支援員を配置し、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整など、対象児童等の健全育成や自立を促進します。

### 北海道難病センターの主な取組

〔北海道難病連  
による運営〕

#### 1 各種相談

…療養生活、医療福祉制度、患者会、福祉機器などに関する相談対応を実施

#### 2 児童相談

…療養生活、学校生活などに関する相談対応を実施

#### 3 就労相談・支援

…関係機関と連携した相談対応を実施

#### 4 患者家族会活動の支援

…患者団体室を備えるなど、各種活動を支援

#### 5 医療講演会等

…難病に関する講演会や相談会の開催により難病への理解を広げるほか、患者家族交流会を開催

#### 6 情報発信・啓発

…ホームページやインスタグラムによる難病情報や患者家族会の医療講演会などの情報を発信

### 取組③：医療的ケア児を支えるケアラー

医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいい、日常生活及び社会生活を営むために恒常に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のことを「医療的ケア児」といいます。

医療的ケア児については、多機関にまたがる支援の調整が重要になることなどから、その支援が学齢期から成人期まで円滑に引き継がれるよう、切れ目のない相談支援体制を構築することが求められます。

令和3年(2021年)には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(医療的ケア児支援法)が施行され、医療的ケア児及びその家族への支援を実施することが国及び自治体の責務として定められました。

専門的・包括的な支援を展開していくに当たっては、各圏域や市町村における協議の場の設置を進めるなど、市町村に対し技術的助言等を行っていきます。

道では、医療的ケア児とその家族を支援するため、令和4年(2022年)に「北海道医療的ケア児等支援センター」を設置し、家族や市町村等からの医療的ケア児に関する様々な相談に対応しています。

また、地域における保健・医療・福祉・保育・教育・労働など、幅広い関連分野の支援を総合的に調整する「医療的ケア児等コーディネーター」を全市町村に配置できるよう人材の養成を行います。

#### 医療的ケア児を支える家族への支援に関する取組概要



##### 医療的ケアのある 子どもとその家族

- どこに相談すればよいかわからない
- ケアの負担が大きい
- 緊急時の預け先がない
- 仕事と育児を両立させたい など

医療的ケアに  
関する様々な  
家族の相談

##### 北海道医療的ケア児等支援センター

- ✓ 家族からの相談への対応、活用可能な資源の紹介、情報提供や助言等
- ✓ 市町村等からの相談対応、地域における支援ニーズの共有、好事例の発信等
- ✓ 関係職員(地域の医療的ケア児等コーディネーター)向け研修の実施

★支援を総合的に調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置し、家族等からの相談支援に関する「情報の集約点」になるとともに、保健・医療・福祉・教育などの多分野にわたる支援の調整に当該センターが中心的な役割を担う。

## 取組④：子育てとのダブルケアラー

ダブルケアとは、子育てと親の介護が同時期に発生する状態で、責任や負担が複合化する傾向にあり、晩婚化や核家族化の進展などにより、直面する方の増加が見込まれます。

道による実態調査では、自分のための時間を取りていない傾向がより強く見られ、肉体的・精神的な疲労に加え、ケアと仕事の両立や、経済的な不安に悩んでいることが浮き彫りとなっています。

ダブルケアでは、育児・介護・自身の生活の3つの間で時間や費用をどう振り分けるかについて葛藤があるほか、どれを優先し、何を犠牲とするかの判断が日常的に続いたり、子育てを十分に行えていないのではないかという不安感なども発生しやすい状況です。

子育てをしている保護者が、親子で気軽に集い、子どもとのよりよい関わり方を学びながら日常の子育ての不安や悩みを相談できる場の提供などを行う地域子育て拠点について、実施主体である市町村に対し設置促進の働きかけを行います。

また、この事業に従事する関係職員に対して、実践的な研修を実施することで相談援助技術の向上を図るなど、身近な地域における子育てを支援していきます。

併せて、妊産婦や保護者がケアを担っている状態であることを把握した場合には、関係機関が連携し、適切な支援を行う包括的な支援体制の構築を推進します。

### 地域子育て支援拠点の基本事業



#### ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進



#### ② 子育て等に関する相談・援助の実施



#### ③ 地域の子育て関連情報の提供



#### ④ 子育て・子育て支援に関する月1回以上の講習等

★ 更なる支援として、一時預かりの実施や出張拠点を開設するなど、それぞれの市町村の子育てニーズに応じた取組を展開。

## 【取組例】多様なケアラーへの支援

### → 医療的ケア児を支えるケアラーへの支援①：NPO法人Solways

NPO法人Solways（ソルウェイズ）は、医療的ケアのある重症心身障がい児を在宅で介護している保護者が集まり、子どもたちの居場所を作りたいという思いから、平成29年(2017年)に立ち上げた団体です。

同団体は、令和4年(2022年)から「北海道で暮らす医療的ケア児の未来を拓くプロジェクト」(通称：いけプロ)をスタートさせ、その一環として令和7年(2025年)には、医療的ケア児に対応した医療機関や短期入所施設などを併設した複合型施設である、こども未来支援拠点「あいのカタチ」を石狩市に開所しました。



### → 医療的ケア児を支えるケアラーへの支援②：Team Dosanco

Team Dosanco(チーム・どさんこ)は、令和3年(2021年)に全国医療的ケアライン(アイライン)が設立されたことを契機として、北海道の会員団体として組織され、道内各地に会員がいます。

同団体では、家族同士の交流会・勉強会や情報交換を行うほか、写真展を共催するなど、支える人をサポートする仕組みづくりのため、「知ってもらう」ことを第一歩として活動を展開しています。

### → 子育てとのダブルケアへの支援：Ka.ELLE

Ka.ELLE(カ・エル)は、「介護と子育てにがんばるあなたが気楽になれる場所」をコンセプトとして、介護と子育てのダブルケアを15年にわたり担ってきた代表が、自身の経験が役立つと考え、平成29年(2017年)に設立した団体です。

同団体は、全国の支援団体と連携し、ダブルケア実行委員会を立ち上げ、2月2日を「ダブルケアの日」、2月を「ダブルケア月間」として普及活動を展開するほか、「全国ダブルケア支援者MAP」を作成するなど、支援の輪を広げています。

### (3) ヤングケアラーへの支援

---

#### → 現状と課題

家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者であるヤングケアラーは、責任や負担の重さにより、学業や友人関係に影響が生じるケースがあるにもかかわらず、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくくなっています。

そのため、福祉や医療、教育等の幅広い関係者が情報共有・連携の上、早期に把握し、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。

#### → 基本的な考え方

自発的な相談がしやすい環境づくりや相談窓口の明確化のほか、個々の世帯状況に応じて関係機関が適切に連携しながら支援を行うことが必要となります。

ヤングケアラーへの支援に当たっては、子どもの権利擁護と利益尊重の観点から、自らの意見を表明し、その意見が支援に反映される環境の整備を図ることが不可欠です。

条例においては18歳未満のケアラーをヤングケアラーと定義していますが、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点から、おおむね30歳未満を支援対象とするとともに、状況などに応じて40歳未満も対象とします。

支援対象であるかの判断を行うに当たっては、その範囲を狭めることのないように十分留意し、一人ひとりの子ども・若者の客観的な状況と主観的な受け止め等を踏まえながら、その最善の利益の観点から、個別に判断していきます。

#### → 具体的取組

こうした現状と課題を踏まえ、道では、次の①から③に取り組むことで、ヤングケアラーを支援していきます。

**取組①：学校に対する相談体制の理解促進**

**取組②：児童生徒の相談窓口の認知度向上**

**取組③：ヤングケアラーの相談機会の充実**

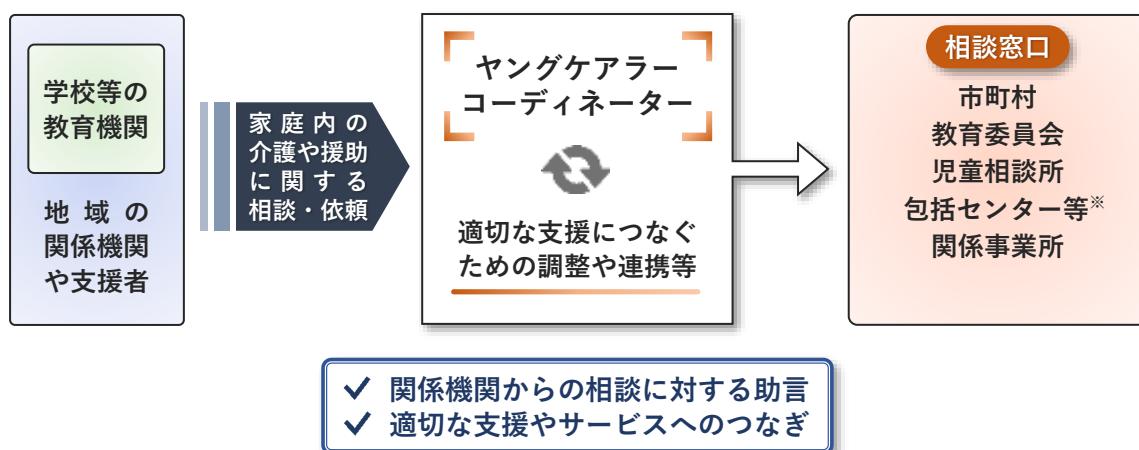
## 取組①：学校に対する相談体制の理解促進

児童生徒にとって最も身近な関係機関である学校において、教職員等が家庭内のケアに関する悩みや負担に気づいた場合、学校が行政に連絡・相談しようとしたときに、支援につなぐ機会を逸することのないよう、学校をはじめとする教育機関と行政の福祉分野が互いに連絡・連携できる関係を構築しておくことが大切です。

道では、教育機関等において適切な相談対応と効果的な支援が行われるよう、ヤングケアラー支援の視点や要支援ケースを把握するポイント、相談対応上の配慮事項、効果的な支援方法などについて、教職員等を対象とした研修を行ってきたほか、道の教育委員会では、市町村の希望を踏まえてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを学校に配置・派遣するほか、関係機関による協議会の開催などを通じ、学校と行政との連携体制を強化してきたところです。

また、道では、地域の関係機関から相談・依頼を受け、適切な支援やサービスへのつなぎを担う調整役となる「ヤングケアラーコーディネーター」を令和4年(2022年)から全道8か所に配置しています。

コーディネーターについては、学校における認知は進んだ一方で、活用したことがない学校の割合は9割を超えており、コーディネーター側からの役割や支援内容に関する周知等が十分ではなかった面もあることから、これまでの活用事例を横展開するほか、児童生徒の認知向上や相談先の周知を目的とした出前講座を拡充するなどして、教育機関による更なる活用を促します。

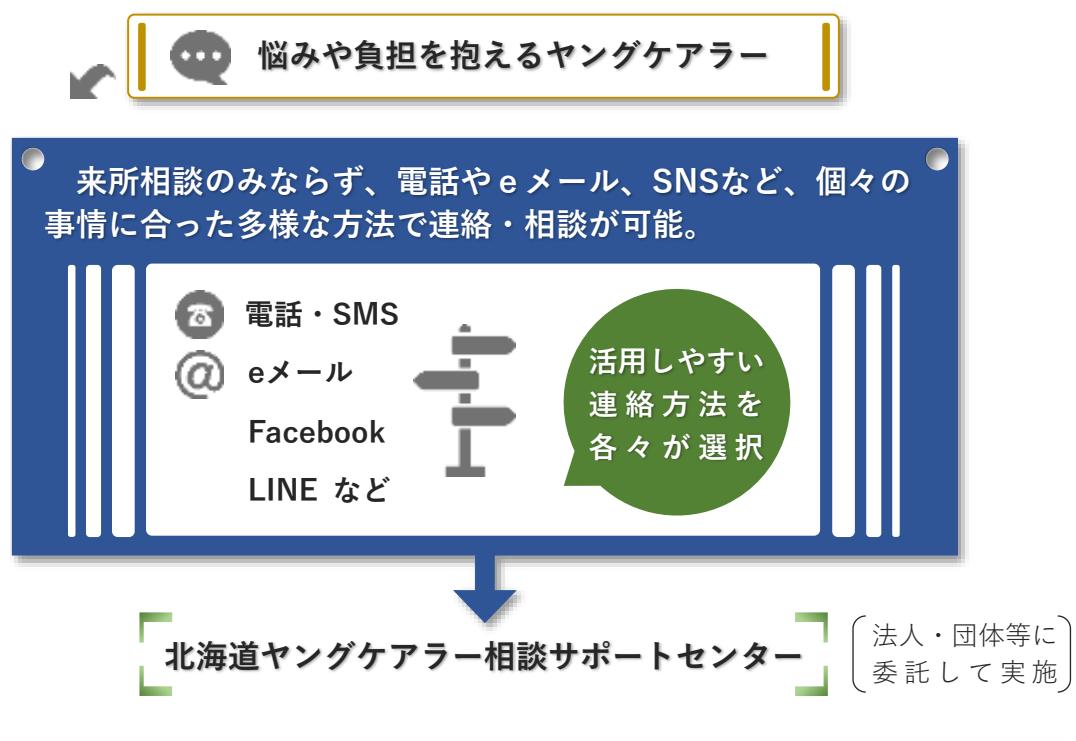


## 取組②：児童生徒の相談窓口の認知度向上

支援が必要なヤングケアラーを発見・把握し、適切な支援やサービスにつなげるためには、児童生徒自身による自発的な相談を契機とすることが重要であるため、道では児童生徒がいつでも気軽に相談できる専門相談窓口として、令和4年(2022年)に開設した「北海道ヤングケアラー相談サポートセンター」(通称：ヤンサポ)を中心に、表面化しづらい支援ニーズの把握と相談援助の取組を進めてきましたが、令和7年度(2025年度)に実施した道による実態調査の結果、ヤンサポの認知度は小学生で18.5%、中高生で35.5%と半数に満たないことが分かりました。

ヤンサポの周知については、これまででも児童生徒に周知カードを配布するなどしてきましたが、今後は配布対象学年を拡大するなどして、更なる認知度の向上を図ります。

加えて、支援を得るためにどこに相談すればよいのかといった情報をあらかじめ周知しておくことが必要であるため、支援ニーズが早期に把握されるよう、市町村や関係機関等における相談窓口の明確化に係る取組を推進します。



### 取組③：ヤングケアラーの相談機会の充実

令和7年度(2025年度)に実施した道による実態調査の結果、家族のケアの悩みを相談したことがない者の割合は、小学生で76.9%、中高生で82.7%となっています。

ヤングケアラー本人からの相談が少ない理由として、自身が担っているケアを日常的なものと認識し、その負担を自覚していない場合や、ケアを担っていることを周囲に知られたくないという気持ちを抱えている場合などが考えられます。

ケアの悩みを相談できずに、児童生徒が孤立感や負担を抱えていることが懸念されることから、孤立防止や負担軽減のために当事者間の交流の場を提供するなど、ピアサポートによる相談機会の充実に努めます。

また、こうした状況下で、子どもや家族に関わる周囲の人が、子どもの状況変化や違和感に気づくためには、関係機関や地域による把握の取組、市町村における現状把握が効果的である旨を周知するなどして、当該取組を促進します。

家族の介護や家事を担っているヤングケアラーが気軽に訪れ、打ち解けて話すことができるよう、ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有できる交流の場を設ける。

(相談先の例)



+ 当事者交流（ピアサポート）の場の提供



### 3 ケアラーを支援するための地域づくり

#### (1) 地域住民同士が気に掛け合う関係性の再構築

##### → 現状と課題

少子高齢化や核家族化のほか、未婚化・晩婚化などを背景とした単身世帯の増加が進む中、地域社会を支える地縁や血縁といった人ととのつながりは希薄化の一途を辿っており、「生きづらさ」や孤独・孤立を感じやすい社会へと変化してきました。

新型コロナウイルス感染症の影響もあって孤独・孤立の問題が一層深刻化していることを受け、国では、令和6年(2024年)4月には「孤独・孤立対策推進法」が施行され、国と自治体は、孤独・孤立に関する施策を総合的に推進していくこととされました。

特に、周囲の理解や協力が得られなかつたり、「家族のことは家族で」と考えるケアラーは、孤独・孤立の状態に陥りやすいと考えられ、最初は小さな悩みや困りごとでも、それを一人で抱え込んでしまうことで複雑化・深刻化する懸念があります。

##### → 基本的な考え方

地域においてケアラーとその家族が安心して暮らすためには、ケアラーが悩みや負担を周囲に相談しやすく、孤立を防ぐよう地域社会全体で支える視点が求められます。

普段から福祉に携わっている方のみならず、地域住民が身の回りで悩みを抱える人に対し、日常の何気ない場面での気づきや声かけをすることの意識を醸成していくことが大切です。

それにより、ケアラー自身も支援を求める声を上げやすくなり、地域で相互に支え合う、人と人との「つながり」が生まれる社会環境づくりを目指していきます。

##### → 具体的取組

こうした現状と課題を踏まえ、道では、次の①から③に取り組むことで、地域住民同士が気に掛け合う関係性の再構築を図ります。

**取組①：孤独・孤立対策の推進**

**取組②：地域づくりの核となる人材の確保・養成**

**取組③：介護者サロンやカフェなどの交流拠点の整備促進**

## 取組①：孤独・孤立対策の推進

「孤独・孤立対策推進法」の成立を受け、道では、令和5年(2023年)に全道域の「ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を立ち上げたほか、令和6年度(2024年度)には、14振興局単位で地域のプラットフォームを設置するなど、行政機関とNPO等支援団体が分野横断的に連携し、支援団体の相談窓口に関する情報の一元化を図るなど、支援を必要とする方が円滑に社会生活を営めるよう、各種の取組を進めています。

毎年5月は、国が定める「孤独・孤立対策強化月間」であることから、道でも、街頭大型ビジョンでの広報動画の放映やコンビニエンスストアにおける店内放送など、啓発活動を行っていきます。

様々な悩みを抱える方が自ら支援につながることができるよう、支援団体の相談窓口に関する情報の一元化を図るなどの取組を進めるほか、孤独・孤立の問題について知識を身につけ、身の回りの人に関心を持ち、できる範囲で困っている人をサポートする「つながりサポーター」の養成を促進していきます。

### 孤独・孤立対策の取組概要

	<b>情報発信と道民理解の促進</b>	1
… 孤独・孤立をテーマとしたシンポジウムの開催、広報啓発など		
	<b>孤独・孤立に関する実態把握</b>	2
… 道民一般を対象としたアンケート、民生委員や関係団体向けの調査を実施		
	<b>協議の場の設置</b>	3
… 官民による連携基盤を構築		
	<b>支援情報の一元化</b>	4
… ICTを活用した情報の集約・発信		

● 行政（道、一部市町村）  
● 社会福祉協議会  
● 民生委員・児童委員  
● 児童福祉関係団体  
● 再犯防止支援機関  
● 自殺予防関係団体  
● 中間支援組織（NPO）  
● ひきこもり支援団体  
● ひとり親家庭支援団体  
● 民間シンクタンク  
● 民間シェルター

法に定められる  
「孤独・孤立対策地域協議会」  
の基礎となる合  
議体

★道と中間支援組織（NPO）との協働により、  
困りごとの区分に応じて支援団体や相談窓  
口を自動案内するナビゲーションツールの  
情報量を充実させ、更なる普及展開を実施。

支える、つながる、見守る  
お金のこと 仕事のこと 緊急の困りごと  
心とからだの悩み 家族関係のこと  
ほっかいどう  
孤独・孤立 対策



## 【取組例】みまもりあいアプリの開発・活用

### → 一般社団法人セーフティネットリンクージ

一般社団法人セーフティネットリンクージでは、スマートフォンアプリ「みまもりあいアプリ」を活用し、認知症などにより家に帰れなくなった高齢者や障がいのある方、迷子となった子どもを、地域の互助の力で早期発見・保護につなげる「みまもりあいプロジェクト」を推進しています。

高齢者等が行方不明になった際に、その家族等が「みまもりあいアプリ」を使って、検索対象者の写真や特徴などの検索依頼情報を発信すると、最大半径20km圏内にいるアプリをダウンロードしている人（協力者）にその情報が届き、検索への協力を呼び掛けることができます。

アプリをダウンロード※するだけで誰でも協力者になりますが、行方不明者を発見した場合は、情報に記載された家族等の連絡先に電話することができます。

※ アプリのダウンロード及び通信料を除く利用料は無料です。

発見後、協力者にはお礼通知が配信され、検索依頼情報は削除されます。



アプリダウンロード



## 取組②：地域づくりの核となる人材の確保・養成

ケアラーを支えていくためには、行政のみならず、住民や民間事業者、ボランティアなども含めた参加・協働が求められており、それぞれの地域の構成員が合意形成を図りながら、互いに連携していくことができる地域づくりの核となる人材の確保・養成が重要です。

住民の身近な相談相手となり、行政や専門機関とのつなぎ役として地域福祉の中心的な役割を果たす民生委員・児童委員に向けては、より円滑な活動が行えるよう、総合的・計画的な研修を行います。

また、道では、北海道社会福祉協議会と連携し、地域住民が孤立したり、生活課題を抱えたときに支援を求める環境や発見・把握する仕組みづくりのほか、関係機関との連携調整等を担う専門職であるコミュニティソーシャルワーカーの養成に努めています。

高齢者の支援ニーズや地域課題等を発見し、関係者間のネットワーク構築を図る生活支援コーディネーターは、地域で支え合う体制づくりに欠かせない存在であることから、その養成や資質向上を目的とした研修を開催します。

そのほか、元気で就労や地域への貢献意欲にあふれ、豊かな経験と知識を持った「アクティブシニア」と呼ばれる高齢者に対し、地域の特色や個々ニーズに応じた多彩な社会活動を紹介し、必要な知識を習得するセミナー等を開催することで、外出支援や家事援助などの生活支援サービスの担い手となってもらうとともに、本人の社会的役割や自己実現につなげることができるよう支援していきます。

地域づくりの視点を持って取り組む見守り活動の一例

地域住民向けの簡易な「気づき」チェックシート

（項目のイメージ）

- 一人で家族のケアをしている
- 家族のケア以外にも負担の大きな役割がある（仕事や子育てなど）
- ケアラー本人に病気や障がいがある
- 家族が公的支援やサービスを利用していない（利用しようとしている）
- 家族のケアについて、どこにも相談していない
- 疲れた様子に見える（疲れたとケアラー本人が言っている）

〔※ 厚生労働省「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル」参照〕

### 取組③：介護者サロンやカフェなどの交流拠点の整備促進

介護者サロンやカフェなどの交流拠点は、ケアラーとその家族にとっては、当事者同士の出会いや地域住民とのつながりが創出され、新たな居場所や外出の機会が確保されることで、孤立防止やケアの負担軽減を図ることができるほか、地域住民にとっては、家族介護への偏見を軽減し、理解を深める場となり、行政や関係機関等の支援者にとっては、多職種連携や学びの場となるものです。

また、ケアラーとその家族をそれぞれに支援するだけでなく、双方がともに参加する場において、互いの思いを共有し、スタッフが仲介役となって関係調整を行い、一体的に支援することが、良好な家族関係の維持に有効とされています。

実施主体は行政のみならず、当事者や住民、社協やNPO、民間などの様々な個人や組織・団体等で取り組まれていることから、道では、既存の交流拠点を活用する方法も含め、多様な取組事例を紹介するなどして、地域における介護者カフェやサロンの整備を促進していきます。

児童生徒や18歳以上の若者ケアラーにとって、行政など公的機関への相談は心理的ハードルが高いとされていることを踏まえ、よりアクセスしやすい方法として、オンラインサロンなど当事者同士が気軽に話し合うことのできる居場所づくりを推進します。

#### ✓ ヤングケアラーを対象としたオンラインサロンの開催

（法人・団体等に  
委託して実施）

- 開催目的 … 様々な地域に居住する若者ケアラーが互いに悩みや経験などを共有
- 開催方式 … Web会議システムを活用したオンライン方式
- 開催頻度 … 月1回程度

ホームページで  
開催日時を周知



所定のURLから  
参加者ログイン



ファシリテーター  
の進行により開始



サロンの開催に当たっては、ヤングケアラーへの支援の知見を有するファシリテーターを配置するとともに、個々の若者ケアラーの置かれた状況や心情に配慮した企画・情報を発信するなど、適切な運営体制の確保を図る。

## (2) ケアラーを支えるサービスの充実

---

### → 現状と課題

人口減少が進む中、高齢者や障がいのある人などの日常生活を地域で支えていくためには公的サービスの維持・充実が欠かせませんが、行政の人材不足も顕在化しており、特に技術職にあっては、採用予定数を確保できないといった事象も珍しくなく、専門人材の確保に困難が生じています。

ケアラーを支援していくためには、制度の領域を越えた多様な主体との連携・協働が必要ですが、市町村において支援の中核を主に担う福祉部局においては、地方創生・まちづくり、商工・農林水産といった福祉以外の分野と連携しているケースは多くありません。

道では、市町村における実態把握の手法や支援体制の構築に向けた助言等を行う地域アドバイザーを全二次地域福祉圏域に配置してきましたが、これまでに活用した市町村は約3分の1にとどまっています。

### → 基本的な考え方

ケアラーは、制度の狭間にある課題や複数の課題が重なり合った複合的なニーズを抱えていることも少なくなく、その負担を軽減するためには、行政の支援や公的サービスを維持・充実していくことはもとより、地域住民や福祉活動を担うボランティア、NPOなど、支援団体や民間事業者等が各自の役割を持ち、主体的に地域の課題を把握した上で、その解決を試みる仕組みづくりが大切です。

特に、制度の狭間にある課題を解決しようとする場合、既存の制度では十分でないことから、社会資源を開発していく姿勢が必要となるほか、すでに地域にある資源や住民ができていることに気づき、それらを有効に活用していくという姿勢も欠かせません。

また、市町村へのアドバイザー派遣に当たっては、その活用事例や支援効果を道からあらかじめ十分に発信することで、活用を促進していきます。

### → 具体的取組

こうした現状と課題を踏まえ、道では、次の①から③に取り組むことで、ケアラーを支えるサービスの充実を図っていきます。

**取組①：民間事業者等と市町村の連携促進**

**取組②：公的支援やサービスの活用促進**

**取組③：支援体制を構築するための地域アドバイザー派遣**

## 取組①：民間事業者等と市町村の連携促進

これまでの「支え手」や「受け手」といった画一的な関係を超えて、支援が必要な方も含め、誰もが役割を持ち、活躍することのできる地域共生社会の実現に向けては、市町村が中心となりつつ、地域住民が一体となって地域生活課題の解決に取り組んでいくことが必要です。

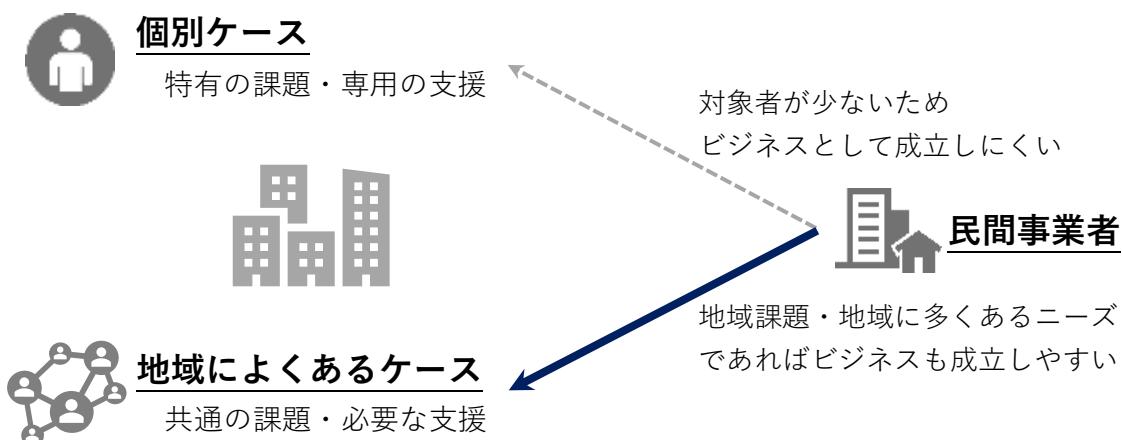
その際、福祉や医療、教育などの専門機関や専門職がその専門性をより発揮しつつ、民間事業者を含む多様な主体と連携し、それぞれの主体の強みを生かして地域の様々な力を組み合わせることが重要になります。

ケアラーを支援する場面においても、それぞれの置かれた状況に応じた多様なアプローチが求められることから、柔軟な発想と手法で方策を考えることのできる民間事業者の役割は大きいといえます。

一方、民間事業者は支援ニーズやサービスの需要量の把握が難しいほか、市町村単位の行政区画を意識して事業を展開しているケースばかりではないため、市町村やこうした多様な主体をつなげるためのキーパーソンとの接点を持っていないことも少なくありません。

多様な活動を行う民間事業者等との連携によって地域にどのような効果をもたらすかを可視化していくことも重要であることから、道では、こうした連携を行う市町村の取組事例を横展開するなどして、取組の活性化を図ります。

### 地域に「よくあるケース」を検討することの重要性



### 【取組例】民間事業者の主導による地域の困りごと支援

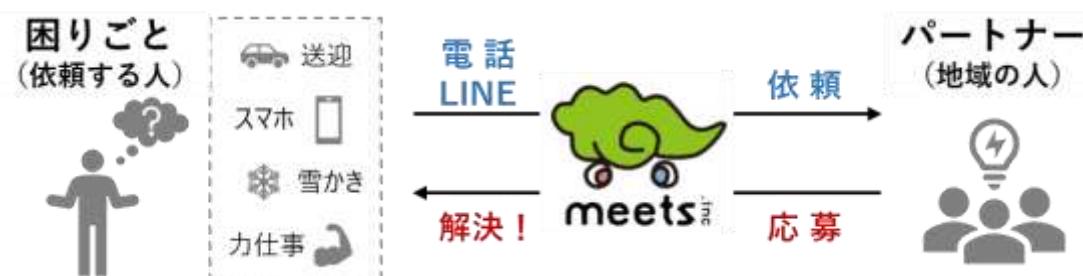
## → ミーツ株式会社

ミーツ株式会社は、胆振総合振興局管内の厚真町を中心に、少子高齢化・過疎化・医療費増など様々な課題を「共助によるまちづくり」の仕組みで解決することを目指し、共助型困りごと解決プラットフォーム「Meets Community」（以下、「ミーツ」という。）を運営しています。

ミーツは、住民同士の助け合いを支えるサービスであり、電話やLINEを通じて地域住民から寄せられる「医療機関等への送迎」「スマホの操作」

「雪かき・力仕事」「買い物のサポート」「庭の草取り」などの困りごとを受け付け、それに応じて地域の「パートナー」と呼ばれる支援者とマッチングを行うことで、困りごと解決をサポートしており、厚真町では全世帯の1割がユーザーとなっています。

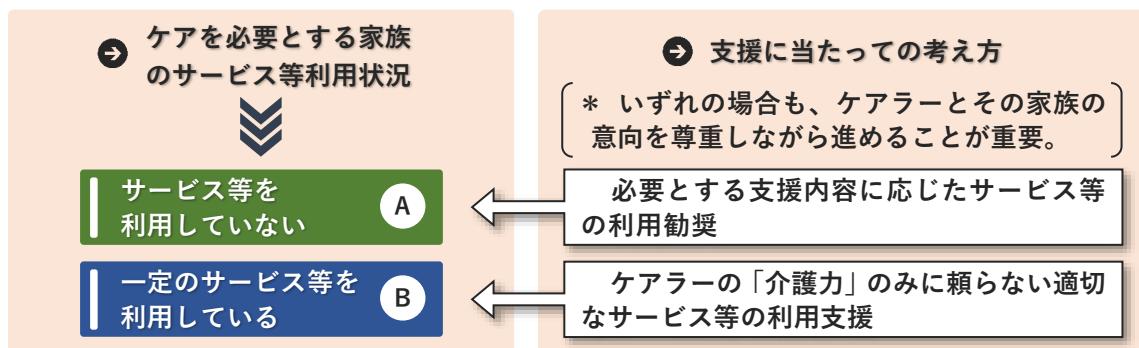
また、地域住民の困りごとの情報をデータ化することで、自治体がより実態に即した施策決定に活かすことができるよう、「地域共生社会DX」を進めています。



## 取組②：公的支援やサービスの活用促進

ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくりに向けては、ケアにかかる負担を軽減・解消することが必要であり、ケアラーとその家族の双方について、一体的な支援を行っていくことが求められます。

ケアラーの負担を軽減するための具体的な取組として、介護保険サービスなど、必要なときに利用できる施設や在宅サービスが不可欠であることから、支援を必要としているにも関わらず、適切な医療・福祉のサービスにつながっていないケースに対する利用勧奨はもとより、将来を見据えた需給バランスを精査しつつ、地域の実情に応じたサービス提供体制の確保を図ります。



特別養護老人ホームやグループホームなどの住まいや、身近な地域に必要な日中活動の場等の基盤整備の推進に当たっては、どこに暮らしていても必要なサービスが受けられるよう、地域間の均衡にも配慮することが必要です。

介護人材の確保に向けては、多様な人材の参入促進や働きやすい環境の整備など、地域において必要とされる介護サービスが適切に提供されるよう、人材育成などの取組を総合的に推進していきます。

また、法律や制度に基づくフォーマルな資源のほか、地域住民やNPO、ボランティア団体などが提供するインフォーマルな資源のみならず、近所付き合いや日常の生活の支え合いなどの「ナチュラルな資源」ともいえる既存の地域資源を有効に活用していくことが欠かせません。

特に、「ナチュラルな資源」については日常生活の一部として地域住民や専門職も気づいていないケースも少なくないことから、住民相互で共有できるような取組も有効です。

## 【取組例】ノーリフティングケア～こころとからだが元気になるケア～

### → 伊達市

伊達市では、医療介護の担い手不足や病床数の減少、事業所の休止や閉鎖が続いています。その大きな要因として、人力に頼る介助方法によって腰痛などの健康被害が生じ、介護職員の休業や離職を余儀なくされたことが挙げられます。

こうした課題を解決するため、ノーリフティングの概念に基づく労働安全衛生対策の見直しによる安全な職場づくりや「持ち上げない・抱え上げない・引きずらない」を合言葉に福祉用具や機器を活用するノーリフティングケアの導入を進めています。

これは、医療・介護を行う人と受ける人の双方にとって、心身への負担を軽減し、健やかでやさしいケアを実現する取組です。

その一環として、市民向けの「ノーリフティング体験展示会」や「常設機器展示・体験」、医療・介護従事者向けの「マネジメント研修」等を開催し、理解と実践の輪を広げています。

快適で安全なケアを受けられる環境を整えることは、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために欠かせない取組であり、伊達市では、「みんなにやさしい医療・介護ケアを行うまち」を目指し、ノーリフティング及びノーリフティングケアの普及を推進しています。

#### ケアする側の主なメリット

持ち上げるといった負担の大きい動作がなくなることで、腰痛をはじめとする身体の不調がなくなり、医療・介護ケアを続けることができる。

#### ケアされる側の主なメリット

ケガ防止のほか、移動や移乗が楽に行えることで意欲が向上したり行動範囲が広がったりすることで、自立に向かいやすい。

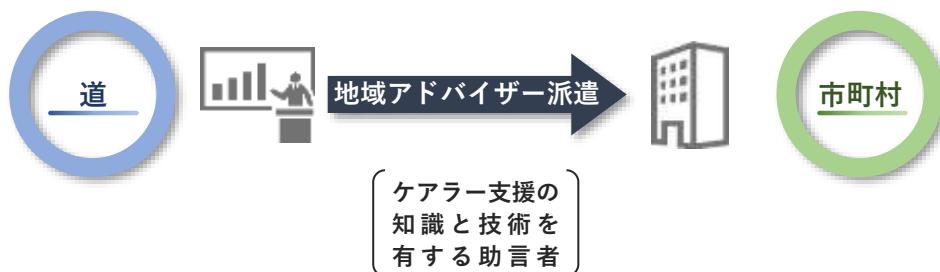


### 取組③：支援体制を構築するための地域アドバイザー派遣

ケアラーを支援するための地域づくりは、身近な市町村が中心となって行なうことが望まれますが、ケアラーの実態や活用可能な社会資源は地域によって様々であることから、行政のみならず、関係機関及び支援団体等も含めて包括的な支援の仕組みを構築していくことが大切です。

こうした地域づくりの取組を適切に進めていくに当たっては、地域特性や課題などを踏まえて、ケアラー支援に関する知識と技術を有する支援者による働きかけを行うことが効果的です。

道では、支援体制の構築に向けた助言等を行う地域アドバイザーを第二次地域福祉圏の全てに当たる21圏域に配置したことから、市町村の希望に応じた派遣はもとより、プッシュ型による支援も行っていくことで、交流拠点の整備促進やそれぞれの地域におけるケアラーの実態や課題を把握・検討し、多様な関係機関のネットワークを形成するなど、市町村における地域づくりを支援していきます。



#### 支援メニューの一例

- ✓ 地域におけるケアラーに関する実態把握方法の検討・協議
- ✓ シンポジウムや講演での講師・ファシリテーターの受任
- ✓ 計画やガイドラインなど、固有のルールづくりに関する検討・協議
- ✓ 介護者サロンやカフェなど、交流拠点の設置に向けた助言支援

地域の実情に応じた助言等の働きかけを行うことにより、市町村が目指すケアラー支援の地域づくりを推進。

### (3) ワーキングケアラーへの支援の促進

---

#### → 現状と課題

少子高齢化の進展に伴い、生産年齢人口は減少する一方、働きながら家族等の介護や援助を担うワーキングケアラーが増加し、国が公表している推計によれば、令和12年(2030年)には全国のケアラーの約4割に当たる318万人となり、仕事と介護の両立困難による経済損失は9兆円を超える(道では約2千億円)とされるなど、事業者の活動にも多大な影響を及ぼすことが見込まれます。

道が行った事業者に対する調査でも、ワーキングケアラーの増加に伴う業績や人事等への影響を懸念する声が4割を超える結果となりました。

しかしながら、経営上の優先順位が高いとはいはず、自社の従業員の介護状況を職務申告書等により把握しているとした事業者は3割に満たないなど、両立を支援するための対象者を掴めていない事業者が一定数存在することが明らかとなっています。

#### → 基本的な考え方

介護はいつ始まり、いつまで続くか事前には分からぬことから、経済的基盤を確保するためにも、できる限り就業を継続しながら介護に対応していくというスタンスが大切です。

両立支援の取組は、ケアラー本人がキャリアを続けることが可能となるのみならず、事業者にとっても人材確保や企業価値の向上などのメリットがあることから、事業者側の理解を深め、ワーキングケアラーを含む誰もが働きやすい環境づくりを促進することが必要です。

従業員の意向を踏まえつつ働き方や休み方の相談に対応し、介護の相談は地域包括支援センターやケアマネジャー等の関係機関につなぐといった、事業者の役割や対応すべきことを明確化していきます。

#### → 具体的取組

こうした現状と課題を踏まえ、道では、次の①から③に取り組むことで、ワーキングケアラーへの支援を促進していきます。

**取組①：仕事と介護の両立に関するセミナーの開催**

**取組②：「仕事と家庭の両立支援ハンドブック」の発行**

**取組③：「働き方改革推進企業認定制度」の実施**

## 取組①：仕事と介護の両立に関するセミナーの開催

ケアラーは、とりわけ働き盛りの世代であることも多く、管理職として活躍する方や職責の重い業務に従事する方も少なくないほか、介護は突然に発生することも多く、その期間も見通せないなど、仕事と介護の両立が困難となることが考えられます。

事業者が仕事と介護を両立できる環境を整備することで、従業員はキャリアを続けることが可能となるだけでなく、事業継続におけるリスクマネジメントとしても有効であることから、人事・労務担当者等のみならず、経営層が主体となった両立支援の取組や介護休業制度等への理解促進が欠かせません。

ワーキングケアラーに向けて一人で抱え込むことのないよう、介護に当たっての知識や心構えなど、事前に準備することの重要性を広く周知するセミナーを開催していくことが有効です。

また、事業者が自社の従業員がケアラーかどうかの実態を把握することは、仕事と介護の両立支援を進める上で出発点となるという認識のもと、事業者による実態把握の取組を推進するほか、人事・労務担当者に向けては、自社内で研修を開催するためのツールを紹介していきます。

### 仕事と介護の両立のための5つのポイント

- ① 職場に家族等の介護を行っていることを伝え、必要に応じて、勤務先の「仕事と介護の両立支援制度※」を利用する。
- ② 介護保険サービスを利用し、自分で介護をしそぎない。
- ③ ケアマネジャーを信頼し、何でも相談する。
- ④ 日頃から家族や要介護者宅の近所の方々等と良好な関係を築く。
- ⑤ 介護を深刻に捉え過ぎずに、自分の時間を確保する。

※ 介護休業、介護休暇、介護短時間勤務等の制度、所定外労働の免除、時間外労働の制限、深夜業の制限など

〔 厚生労働省「仕事と介護の両立支援～両立に向けての具体的ツール～」参照 〕

## 取組②：「仕事と家庭の両立支援ハンドブック」の発行

改正育児・介護休業法では、誰もが仕事と育児や介護を両立できるように、介護離職を防止するための雇用環境の整備、柔軟な働き方を実現するための措置の個別周知や意向確認などが義務化されました。

道では、「仕事と家庭の両立支援ハンドブック」を作成し、介護休業制度や休業中の各種支援制度など、仕事と介護の両立支援に関する法制度や介護休業給付に関する相談窓口のほか、今後の取組の参考となる事業者の取組事例なども紹介していきます。

### 8 介護（休業制度の概要、休業中の各種支援制度）

- ✓ 介護休業の対象となる労働者（法第2条、第11条第1項・2項、第12条第2項）
- ✓ 介護休業の期間（法第11条、第15条第1項・2項）
- ✓ 介護休業の申出（法第11条）
- ✓ 介護休業の申出期限（法第12条第3項）
- ✓ 介護休業期間の変更の申出（法第13条）
- ✓ 介護休業期間の終了・申出の撤回等（法第14条第1項～第3項、第15条第3項、第4項）
- ✓ 不利益取扱いの禁止（法第16条）
- ✓ 介護休業・介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備及び介護に直面した旨の申出があった場合における措置（法第21条第4項、第22条第2項及び第4項）
- ✓ 介護に直面する前の早期の情報提供（法第21条第5項）
- ✓ 介護休業に関するハラスメントの防止措置（法第25条）

### 9 仕事と介護の両立（制度の概要）

- ✓ 介護休暇（法第16条の5、6）
- ✓ 所定外労働の制限（法第16条の9第1項）
- ✓ 所定労働時間の短縮措置等（法第23条第3項）
- ✓ 時間外労働の制限（法第18条）
- ✓ 深夜業の制限（法第20条）
- ✓ 不利益取扱いの禁止（法第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2）
- ✓ 家族を介護する労働者に対する措置（法第24条第2項）
- ✓ 介護休暇等に関するハラスメントの防止措置（法第25条）

### 10 育児・介護を担う労働者の支援

- ✓ 育児・介護のためのテレワーク等の導入（法第24条第2項、第4項）
- ✓ 労働者の配置に関する配慮（法第26条）
- ✓ 再雇用特別措置等（法第27条）

[※「仕事と家庭の両立支援ハンドブック」[令和7年(2025年)10月発行]より項目を抜粋。]

### 取組③：「働き方改革推進企業認定制度」の実施

今後とも生産年齢人口の減少が見込まれる本道では、事業者が求める人材・人員を確保することが難しくなっており、持続的発展のためには働く意欲や能力のある人がいきいきと働ける職場環境づくりが欠かせません。

道では、「多様な人材の活躍」、「就業環境の改善」、「生産性の向上」に積極的に取り組む事業者を「北海道働き方改革推進企業」として認定し、その取組を広く紹介することで、道内事業者による仕事と家庭の両立につながる働き方改革の取組を促進します。

仕事と家庭の両立を積極的に推進するため、育児休業や介護休業など、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める各休業制度等と同程度以上の規定を有する事業者などを認定します。

#### 北海道働き方改革推進企業認定制度の概要

- 多様な人材の活躍**
  - ✓ 女性の職業生活における活躍推進の取組
  - ✓ 高年齢者や障がい者の就業促進の取組
  - ✓ 若者の職場定着率向上の取組 等
- 就業環境の改善**
  - ✓ 労働時間短縮や有給休暇取得促進の取組
  - ✓ 非正規雇用から正規雇用への転換の取組
  - ✓ 勤務地限定等の多様な正社員制度の導入
  - ✓ テレワーク等の多様な働き方の導入
  - ✓ 仕事と育児、介護等の両立支援の取組 等
- 生産性の向上**
  - ✓ 付加価値向上、新たなマーケット開拓の取組
  - ✓ 労働生産性向上のための技術導入
  - ✓ 効率性向上のための人材育成の取組 等

★社会的に評価される仕組みをつくることによって、企業の自主的な働き方改革の取組を促進し、もって道内企業の持続的発展や労働者の福祉の増進に資することを目的とする。



## 【取組例】ワークサポートケアマネジャーの活用

### → 株式会社構研エンジニアリング

株式会社構研エンジニアリングは、昭和48年(1973年)に創業し、「北の大地から、安全安心で豊かな社会づくりに貢献する」ことをモットーに、総合建設コンサルタント業として、道路・橋梁・防災・河川・環境・地質調査等を展開する道内事業者です。

同社では、介護離職者が発生したことや、介護に直面した従業員がいたことを契機として両立支援に关心を寄せていた中で、ワークサポートケアマネジャーの特集記事を見たことで、制度導入の検討を開始しました。

ワークサポートケアマネジャーとは、一般社団法人日本介護支援専門員協会が行う指定研修を受講した後に、同協会が資格認定した「介護と仕事の両立支援」を担う介護保険のプロフェッショナルです。

従業員が介護をしながらでも意欲的に働くことを目指して個別相談に対応するほか、事業者のニーズに応じて両立支援セミナーの開催や介護離職を予防するための助言やサポートなどを行っています。

同社では、令和6年(2024年)に社内に相談窓口を設置するとともに、ワークサポートケアマネジャーと契約を締結したほか、現在又は過去に介護を担う従業員同士の情報交換会の開催や、社内アンケートを実施することで介護状況の把握に努めるなど、積極的に両立支援に取り組んでいます。

ワークサポートケアマネジャーは、介護認定や行政手続きの支援、サービス調整、施設・医療機関の情報提供を行うなどしており、相談しやすい専門家が身近にいることの安心感があって好評です。

介護と労務関連法令両面の知識を持った専門職であるワークサポートケアマネジャーの認知度は高くないことから、道では、導入事業者の取組例を紹介するなどして、周知に努めています。

